

法人費用弁償規程

社会福祉法人宮ノ本福祉会

(趣旨)

第1条 社会福祉法人宮ノ本福祉会評議員、理事、監事、評議員選任解任委員、第三者委員（以下「役員。委員」という。）の交通費及び費用弁償並びにその支給に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 役員、委員等の費用弁償の額は、勤務1日につき5,000円とする。

(職員であるものの特例)

第3条 役員。委員でかつ社会福祉法人宮ノ本福祉会職員、施設職員である者に対しては、費用弁償は支給しない。

(旅費支給規定)

第4条 役員、委員が業務を行う為の旅費に関し必要な事項を定める。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、交通費、および宿泊料とする。

- (1) 交通費は、最も経済的な通常経路および方法により旅行した場合の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。
- (2) 鉄道賃は、乗車賃および急行（特急を含む）料金とする。
- (3) 船賃、航空賃は定額の運賃とする。
- (4) 交通費は1日につき5,000円とする。
- (5) 宿泊料は下記のとおりとする。

1泊につき宿泊料 13,000円

第6条 役員、委員の旅行は、旅行命令によるほか、理事長からの会議招集通知によることができる。

(準用規定)

第7条 この規定に定めるものを除くほか、役員の費用弁償の支給方法については、こども園職員例による。

附則

この規定は、平成25年9月26日から施行する。

平成29年6月27日から施行する。